

# 淀川水系における新たな流域委員会の骨格（案）概要

## 1. 役割

新たな流域委員会の役割は、河川整備計画に基づき年度毎に実施する事業や施策の進捗状況について河川管理者が行う点検にあたって意見を述べ、河川管理者がそれに基づき必要な処置・改善をしていく展開につなげることで、また進捗点検結果や社会情勢の変化を踏まえ、河川整備計画の変更を行う必要が生じた場合は、河川管理者が示す河川整備計画の変更原案に対し意見をいただくことです。

新たな流域委員会の意見は、必ずしも統一する必要はなく、複数の意見が出た場合にはその複数の意見を併記していただくこととし、いただいた意見を踏まえて近畿地方整備局が最終的に責任をもって計画の実行や計画の変更内容を決めることとします。

また、新たな流域委員会には上記の役割があるとともに、後述するように専門家委員会と地域委員会から構成され、各委員会において必ずしも意見を統一する必要がなく、両委員会の意見をまとめることもないことから、3年毎の定期に行う事業評価は、新たな流域委員会とせず、既存の独立した第三者機関において行うこととします。

## 2. 全体構成

### (1)組織と構成

地域での体験の中で培われた知識を有する委員は必要とされている一方、意見聴取の方法などに課題があったことから、それを解決するため、「地域での経験に基づく議論」と「専門性に基づく議論」に分けて、両方の議論が効果的に行える仕組みを必要と考え、地域に詳しい委員が住民にとって身近でわかりやすい議論を行う「地域委員会」と、専門家が専門性の高い議論を行う「専門家委員会」の2つの委員会を設けることとしました。

### (2) 関係自治体との関係

常日頃から、河川管理者と関係自治体とは河川整備計画のみならず幅広く意見交換を行う必要があるため、新たな流域委員会とは別に、河川管理者と関係自治体とが意見交換を行う仕組みを構築します。

その形態については、淀川流域の自治体の会議を設置するとの府県のご意見や最近の活動もあることから、現在、提案されている「流域自治会議（仮称）」の動きを見定め、関係府県と十分な調整を行い決めていきます。

### (3) 関係住民との関係

河川管理者は、河川整備計画の策定・変更において、関係住民の意見聴取を行う責務を有していることから、新たな流域委員会とは別に、河川管理者が関係住民への説明の機会を設ける等により、引き続き積極的に意見を聴取します。

## 3. 運営

運営の効率化、スケジュール管理の徹底、コストの縮減等を考慮しつつ、委員の負担軽減や出席可能な会議の設定による委員の公平な発言機会の確保のため、年3～4回の開催を原則とし、開催日時も工夫します。

また、これまで庶務業務の多くは、議事録作成や会場設営など委員会審議に関与するものではなかったことから、効率化とコスト縮減の観点から、河川管理者が行います。

なお、引き続き新たな流域委員会は公開とし、傍聴者の発言については、広く一般の声をお聞きする観点から「地域委員会」で求めることとします。

## 4. 委員の選定

これまでと同様に、公正・公平に委員の候補者を推薦する推薦委員会を設置するとともに、委員の選定は、河川管理者が推薦した候補者のリスト中から、地域性や専門分野等を考慮して推薦委員会がさらに候補者を推薦し、河川管理者が選定します。また、「地域委員会」の委員候補者は公募も行うこととします。